

男女共同参画プランに基づき、敦賀市での男女共同参画を推進します。

男女共同参画社会とは

「男らしく、女らしく」は社会的に作られた観念です。性別に関係なく、**自らの意欲に応じて、家庭や地域、職場など、全ての人があらゆる分野で活躍できる社会**が男女共同参画社会です。

市の取り組み

・つるが男女共同参画プランの推進

敦賀市の男女共同参画プランの目標達成を目指して、啓発を行います。また進捗状況を確認します。

・講座の開催

ワーク・ライフ・バランス(※)や男性の家事・育児支援等の講座を開催しています。

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のバランスをとり、その両方が充実する働き方や生き方のできる状態を言います。

ホームページや広報つるがで開催をお知らせします。ご参加をお待ちしています。



「敦賀市男女共同参画都市宣言」

わたしたちは、いきいきと豊かに暮らせる社会を築くため、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成17年6月28日

電話・面談・メールなどで、女性相談員が相談内容に応じた支援を行います。

- ◆ 電話 0770-23-5411
- ◆ 相談Mail danjo-soudan@ton21.ne.jp
(※メールが受信できるか事前に設定を確認してください。)



一人で悩まず
ご相談ください

相談は無料です



小さなお子様と
一緒に来談することも
できます

DV(夫や恋人からの暴力)・家族、夫婦間の悩み 誰に相談したらいいかわからない悩み など

さまざまな悩みをもつ女性の相談にのり、一緒に問題を考え、幸せな家庭生活・社会生活ができるようお手伝いします。



〇〇相談時間〇〇

平日、第2・第4土曜 8:30~17:15
(第1・第3金曜のみ 20:00まで)

※日曜、祝日、年末年始はお休みです。

市民協働や市民活動を推進するため、活動の支援を行います。

市民活動とは

よりよい社会づくりのために、市民が自主的に行う営利目的ではない社会貢献活動のことです。福祉、環境、まちづくり、子育てなど様々な分野があります。

市民活動団体として登録すると

敦賀市で活動されている団体の方は、登録することで市から以下の支援を受けることができます。

- ◆ 活動に関する広報支援
- ◆ 市が所有する備品等の貸出
- ◆ 学習会や研修会のご案内等の情報提供
- ◆ 市民協働補助金による活動支援
団体の設立や、イベント開催時などに利用できる補助金制度があります。詳しくはお問い合わせください。
- ◆ 交流サロンの利用
交流サロンは無料で利用できるフリースペースです。



市民活動団体に参加したい方へ

各種情報提供を行っております。

地域で活動をされる団体へ

地域の活性化などに繋がる活動を行う団体に対する補助制度があります。(地域じまんづくり事業)